平成２６年（行ウ）第１５２号　大間原子力発電所建設差止等請求事件

原　告　　函　　館　　市

被　告　　国　　外１名

準 備 書 面 （ ６ ６ ）

立地審査：求釈明に対する被告国の回答を踏まえた反論

２０２６（令和８）年１１月１１日

東京地方裁判所民事第３部合Ａ①係　御中

原告訴訟代理人

弁護士　　河　合　　弘　之

外

目　次

第１　はじめに 4

1　本書面の目的 4

2　本書面の概要（サマリー） 4

第２　立地審査指針と国際的基準 6

1　立地審査指針の概要と要求事項 6

⑴　旧炉規法下では具体的審査基準とされていたこと 6

⑵　立地審査指針における要求内容 6

⑶　要求内容の相互関係 7

⑷　小括 8

2　立地審査指針の問題点①‐めやす線量が大きすぎる点 9

3　立地審査指針の問題点②‐想定された事故が小さすぎる点 10
4　国際的な基準である NS-R-3 の要求事項 10
⑴　立地評価に関して踏まえるべき国際的な基準 11
⑵　２章　全般的事項 11
⑶　４章　立地地点の特徴と当該地域における原子炉等施設の潜在的影響 12
⑷　６章　品質保証 13
⑸　小括 13
5　まとめ 13
第３　立地審査指針への適合判断を怠ったこと 14
1　本来なされるべき審査 14
⑴　立地審査指針を踏まえた検討 14
⑵　旧重大事故として想定すべき事故 14
⑶　旧仮想事故として想定すべき事故 15
⑷　旧重大事故ないし旧仮想事故による影響の評価 15
2　立地審査指針への適合判断を行わないこととしたこと 16
⑴　２０１２（平成２４）年法改正後の原規委の見解 16
⑵　立地審査指針における原則的立地条件の考慮 16
⑶　重大事故等対策との比較 17
3　立地審査指針の要求を満たすことは確認されていないこと 18
⑴　第４の防護レベルと第５の防護レベルを比較することは許されないこと 18
⑵　真に比較すべきものを比較していないこと 19
⑶　イの想定を行っていないことが明らかになったこと 20
⑷　立地審査指針の要求を満たすことは確認されていないこと 24

4　まとめ 25

第４　実効的な避難計画等の整備ができない根本的原因が立地審査指針への適合判断を怠り、公衆との十分な離隔を確保しなかった点にあること 26

1　はじめに 26

2　国も実効的な避難計画等の整備ができないことを承知しながらそれが可能であるかのような欺瞞を押し通そうとしていること 26

⑴　日野行介『原発避難計画の虚構-公文書が暴く冷酷な国家の真意』..... 26

⑵　第１章　隠された策定プロセス・上「議論を隠す会議のマトリョーシカ人形」..... 27

⑶　第２章　隠された策定プロセス・中「国と自治体による密室の攻防戦」..... 27

⑷　第３章　隠された策定プロセス・下「初めから虚構の避難計画」..... 29

⑸　第４章ないし第７章　個々の方策の問題点・欺瞞性 30

⑹　第８章　避難計画によって拡大する「原発無法地帯」 31

⑺　エピローグ・対談「なぜインチキな原発政策が続くのか　広瀬弘忠×日野行介」..... 31

⑻　小括 31

3　公衆との十分な離隔を確保しないからこそ、被ばくを避けるための実効的な避難計画が立てられないこと 32

4　まとめ 32

図表一覧 34

第１　はじめに

１　本書面の目的

⑴　準備書面(65)では、これまでの主張の経緯をおさらいしたうえで、本件において、立地審査指針に対する基準適合判断が行われていないこと（基準適合判断の欠落）が、被告国との関係で、なされようとしている設置変更許可処分の違法事由となることを確認し（第２）、被告電源開発との関係で、同事実が、原告の存立維持権侵害の具体的危険を推認させる事実となることを主張した。

特に、被告電源開発との関係については、原発の「位置」規制との関係における原告の存立維持権侵害の具体的危険の有無についての判断に当たって、本件原発が原子力災害（生命、身体又は財産に生ずる被害）の防止上支障がない、すなわち、「実効的な避難計画等の整備に支障がない位置に設置されていること」が確認されなければならず、それは炉規法の要求事項である。そして、本件では、原規委によって、「実効的な避難計画等の整備に支障がない位置に設置されていること」の判断がなされる見込みがなく、炉規法の要求を満たさないこと、そのため、本件では居住区域からの離隔が十分ではなく、原告の存立維持権を侵害する具体的危険が存在する。

⑵　本準備書面では、準備書面(65)で述べた原告による求釈明（２０２３（令和５）年２月２１日付求釈明申立書)及びこれに対する被告国による２０２３(令和５）年９月５日求釈明申立書に対する回答書（以下、単に「回答書」という。）の回答を踏まえ、本件原発において、国際基準が要求する的確な離隔が図られないこと、実効的な避難計画等が策定できないことは国も承知の上であること（つまり、実効的な避難計画等の策定は欺瞞であること)、実効性のある避難計画等が策定できない根本的な原因が、この立地審査指針の不適用、離隔の不十分さにあることについてさらに詳述することを目的とする。

２　本書面の概要（サマリー）

⑴　立地審査指針は、旧炉規法において設置（変更）許可要件を判断するための具体的審査基準とされた指針であるところ、重大事故及び仮想事故を想定して周辺地域を非居住区域ないし低人口地帯とすべきこと等を定めている。

また、確立された国際的な基準である「IAEA 安全基準　原子炉等施設の立地評価　No.NS-R-3」（以下「NS-R-3」という。）は、立地評価に当たって、具体的な放射性物質の拡散状況や人口分布を踏まえた影響評価がなされるべきことが要求されている。

これらの要求事項は、２０１２（平成２４）年原子力関連法令等改正後も達成しなければならない事項というべきである（以上、第２）。

⑵　福島第一原発事故後、本来は、立地審査指針における旧重大事故ないし旧仮想事故として、その字義どおりに解釈して、同原発事故を踏まえた評価がなされなければならないところ、原規委は、第４の防護レベルの問題である重大事故等対策を理由に立地審査指針の適用を行わず、旧重大事故ないし旧仮想事故の想定もせずに、基準適合判断を行わなかった（基準適合判断の欠落）。

本件設置変更許可審査において、原規委が立地審査指針の要求を満たすことは確認されておらず、立地審査指針への基準適合判断の欠落は明らかである。

少なくとも本件原発は、実効的な避難計画等の整備に支障がない位置に設置されておらず、原子力災害（生命、身体又は財産に生ずる被害）の防止上支障がない位置に設置されているとも認められない。原告の存立維持権を侵害する具体的危険が存在する（以上、第３）。

⑶　実効的な避難計画等は整備できない。そのことは、国も知悉したうえで、原発の再稼働を正当化するため、あたかも実効的な避難が可能であるかのような欺瞞を用いて押し通そうとしている。

実効的な避難計画等の整備ができない根本的原因は、立地審査指針を適切に適用しないこと、公衆との十分な離隔を確保しないことにある。そして、実効的な品計画等の整備ができない結果、周辺住民は、万が一の事故の際に、無用の被ば

くを強いられ、生命、身体の安全及び財産に対して到底受忍できない損害を被ることになる。

立地審査指針の不適用（基準適合判断の欠落）は、原告の存立維持権を侵害する具体的危険に直結しているというべきである（以上、第４）。

第２　立地審査指針と国際的基準

１　立地審査指針の概要と要求事項

⑴　旧炉規法下では具体的審査基準とされていたこと

福島第一原発事故以前の立地審査指針の内容とその経緯については、とりわけ準備書面(44)第３・２項（２８頁以下）で詳述しているが、重要な点であるので、重複を厭わず改めて整理する。

原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断目安について（以下「立地審査指針」という。）は、原子力委員会が、１９６４（昭和３９）年５月２７日に決定したのが最初である。その後、１９８９（平成元）年３月２７日に、原子力安全委員会が一部改訂している。

これは、旧炉規法２４条１項４号（現４３条の３の６第１号４号に相当）において、設置（変更）許可の要件の一つとして「発電用原子炉施設の位置…（略）…が…（略）…災害の防止上支障がないものであること」と定められていたことを踏まえ、その基準を具体的に記載した指針の一つであり、「陸上に定置する原子炉の設置に先立って行う安全審査の際、万一の事故に関連して、その立地条件の適否を判断するためのもの」されていた（乙Ａ１８・３７９頁。傍点は引用者。以下断りのない限り同じ）。

つまり、旧炉規法下においては、明確に原発の安全確保のための具体的審査基準とされていた。

⑵　立地審査指針における要求内容

ア　立地審査指針における要求内容は末尾図表１のとおりである。

まず、1.1 項として原則的立地条件⑴ないし⑶が定められ（図表１の a-1.から a-3.に対応）、⑵で公衆からの十分な離隔が求められている。

イ　次に、1.2 項として基本的目標 a ないし c が定められている（図表１の b-1.から b-3.に対応）。

ここでは、「技術的見地からみて、最悪の場合には起るかもしれないと考えられる重大な事故」を「重大事故」と定義し、その発生を仮定しても周辺の公衆に放射線障害を与えないことが定められている（1.2 項 a）。

また、「重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故」を「仮想事故」と定義し、その発生を仮想しても周辺の公衆に著しい放射線災害[1]を与えないことが定められている（1.2 項 b）。

なお、以下、２０１２（平成２４）年法改正後の「重大事故」と区別するために、立地審査指針における「重大事故」を「旧重大事故」、「仮想事故」を「旧仮想事故」と表現することがある。

ウ　さらに、2 項とし立地審査の指針（基本的目標を達成するための条件）として、少なくとも、2.1 項から 2.3 項までの条件を満たしていることを確認すべきとされている（図表１の c-1.から c-3.に対応）。

⑶　要求内容の相互関係

これらの関係を図に表したものが末尾図表２である。

これによれば、1.2 項 a を達成するための条件として 2.1 項が、1.2 項 b を達成

---

[1] 「放射線障害」は、人が放射線を浴びることによって引き起こされる「人体への健康被害（症状）」そのものを指し、確定的影響のほか、確率的影響も含まれる。他方、「放射線災害」は、通常は、原子力事故や自然災害などに起因して放射性物質が異常に放出される「出来事や災害そのもの」を指すが、ここでは、個人の健康被害（障害）だけでなく、避難や誘導、飲食物の制限などが必要になるような、地域社会全体を巻き込む複合的な被害、社会的混乱まで含んだ概念として用いられている。

するための条件として 2.2 項が、1.2 項 c を達成するための条件として 2.3 項がそれぞれ定められていることが分かる。

つまり、重大事故の場合に、もし、「その距離だけ離れた地点に人がいつづけるならば、その人に放射線障害を与えるかもしれないと判断される距離までの範囲」は「非居住区域」(＝公衆が原則として居住しない区域)としなければならない(2.1 項)。「人がいつづける」、すなわち、避難をしないでいた場合に、放射線障害を与えるかもしれない地域は、「非居住区域」としなければならないのである。

また、仮想事故の場合に、「何らの措置を講じなければ、範囲内にいる公衆に著しい放射線災害を与えるかもしれないと判断される範囲」は「低人口地帯」(＝著しい放射線災害を与えないために、適切な措置を講じうる環境にある地帯（例えば、人口密度の低い地帯)）としなければならない（2.2 項)。

さらに、仮想事故の場合に、「何らの措置を講じなければ、範囲内にいる公衆に著しい放射線災害を与えるかもしれないと判断される範囲」に人口密集地帯があってはならない（人口密集地帯からの離隔）とされている（2.3 項)。以上を図にすると末尾図表 3 のようになる。

⑷ 小括

以上のとおり、立地審査指針は、旧炉規法において設置（変更）許可要件を判断するための具体的審査基準とされた指針であるところ、重大事故の場合に、人に放射線障害を与えるかもしれない地域は非居住地域であることを確認することとし、仮想事故の場合に、公衆に著しい放射線災害を与えるかもしれない地域は低人口地帯であることを確認することとされている。

さらに、仮想事故の場合には、全身線量の積算値が、集団線量の見地から十分受け入れられる程度に小さい値になるよう、人口密集地帯から距離が取られていることを確認することが要求されている。

２　立地審査指針の問題点①‐めやす線量が大きすぎる点

⑴　なお、本件では、そもそも立地審査指針自体を適用していないことから直接的な争点にはならないが、仮にこれを適用したとしても、立地審査指針自体にも不合理な点がある。

その１つが、「めやす線量」の問題である。前述のとおり、めやす線量は、非居住区域との関係で、甲状腺（小児）に対して１．５Sv、全身に対して０．２５Svとされ、低人口地帯との関係でも、甲状腺（成人）に対して３Sv、全身に対して０．２５Svとされている。

しかし、これは現代の科学水準に照らして合理性を欠いている。

⑵　この数値の根拠は、１９５０年代～６０年代当時の米国の放射線防護基準（NCRP/ICRP 勧告）において、職業人である放射線業務従事者が、事故などの緊急やむを得ない場合に限って、一生に一度、浴びても健康への影響を無視できるとされていた線量に基づいている。

⑶　これは、放射線業務従事者という訓練された健康な大人の作業員が緊急時に耐えるための限界値であったこの数値を、事故が起きる確率が極めて低い仮想の状況であれば、周囲の一般公衆の安全を区切る境界線として用いてもよいだろうとみなしたものである。

しかし、放射線リスクを一定程度受け入れている放射線業務従事者とそのようなリスクの受け入れがない一般公衆とを同列に論じる合理的根拠はなく、この基準を採用したこと自体が誤りである。

⑷　しかも、ここでいう「健康への影響」は、脱毛や吐き気、白血球の減少がすぐに起こるか否かという急性障害の閾値として設定されたものであり、確率的影響、晩発性障害（がんのリスク等）については考慮していないものである。

しかし、実際には、がんのリスクの増加は周辺住民にとって安易に受容できないものであり、これを考慮しないことは不合理というほかない。

⑸　さらに、現在の放射線防護学においては、放射線はどんなに微量であっても浴

びた量に比例してがんのリスクが上がる（確率的影響が存在する）という LNT（Linear No-Threshold）モデル（直線閾値なしモデル）が標準とされている。したがって、０．２５Sv（２５０mSv）までなら安全である（健康への影響を無視できる）という当時の前提そのものが、現代の科学的知見とは矛盾している。

一般公衆の平常時の線量限度（年間１mSv）と比べても、２５０倍という極めて高い数値なのである。

⑹ このように、全身０．２５Svというめやす線量は、実際の健康への悪影響を十分に考慮したものになっておらず、基準として不合理である。

３　立地審査指針の問題点② - 想定された事故が小さすぎる点

⑴ 我が国の立地審査指針は、福島第一原発事故の被害を防護する機能を全く果たさなかったが、それは、想定された事故（重大事故ないし仮想事故）があまりにも過小であり、放出される放射性物質が原発敷地内に留まることにしたこと、いわば、原発が稼働できることを前提とした結論ありきの評価しかなされてこなかったことが原因である。この「どんなに深刻な事態であっても、敷地外に放射性物質が放出されることは（絶対に）あり得ない」という考えこそ、安全神話の正体である。

⑵ 福島第一原発事故によって、このような安全神話が崩壊し、立地評価の不合理性が明らかとなった。旧重大事故及び旧仮想事故は、本来は、字義どおり、最悪の事故、それすら超える事故として想定されるべきであった。

後述するとおり、現実に福島第一原発事故が発生した以上、旧重大事故及び旧仮想事故としては、少なくとも福島第一原発事故が想定されなければならない。それが福島第一原発事故を経験した後の適切な立地評価というべきであり、そう考えないのは、安全神話への逆戻りにほかならない。

４　国際的な基準である NS-R-3 の要求事項

⑴　立地評価に関して踏まえるべき国際的な基準

準備書面(65)において、原基法上「確立された国際的な基準を踏まえ」るとされている国際的な基準として、「IAEA 安全基準　原子力発電所の安全：設計No.SSR-2/1」（甲Ｂ５６。以下「SSR-2/1」という。）及びNS-R-3（甲Ｂ５５）を改めて示した。このうちのNS-R-3が立地審査に関する基準である。

準備書面(65)で示した点のほか、NS-R-3の内容（調査、確認すべきとされる事項）について述べる。

⑵　２章　全般的事項

ア　NS-R-3の２章冒頭には、「目的」という項目がある。

ここでは、原発に対する立地地点の適正評価において、緊急時対策の実施可能性及び個人と集団に対するリスク評価のため、外部領域の人口密度、人口分布およびその他の特徴を考慮しなければならないとされる（2.1項柱書及び(c)）。

そして、これらを考慮した結果、立地地点が容認できず、立地地点の防護対策あるいは運営管理手順により欠陥が補償できないことが示された場合には、当該地点は立地不適と考えなければならないとされている（2.2項）。

ここでいう「外部領域」とは、「提案された立地地点の区域を直接的に取り巻く区域で、この区域内の人口分布及び人口密度、並びに土地と水の利用が、緊急時対策の実施可能性に与える影響に関し考慮されている区域」とされている（末尾の用語集）。人口だけでなく、土地や水の利用状況に応じて公衆が被ばくする可能性があるかも検討対象に含めているのである。

イ　２章には、「立地評価の利用」に次いで、「全般的判断基準」という項目がある。

ここでは、原発の存続期間の間、安全に関係する地域における因子の予想可能な変化を評価することが定められている。この因子のうち、人口増加と人口分布については、存続期間中監視しなければならないとされる（2.6項）。

また、緊急時対策に至り得るような影響のほか、事故時状態における地域住民

への潜在的な放射線影響を評価することとされる。この評価では、人口分布、食生活、土地や水の利用及び当該地域における他のいかなる放射性物質放出による放射線影響も含む関連因子を十分に考慮しなければならないとされている（2.12項）。

ウ　さらに、「人口及び緊急時計画に関する検討により得られる判断基準」という項目では、立地周辺地域の現在と予測可能な将来の特徴及び人口分布を評価するため、当該地域を調査しなければならないことが定められている（2.26項）。

この項目の中に、準備書面(65)で述べた、住民への放射線リスクを容認可能なほどに低くすべきこと（それができなければ立地不適であること）が規定されている（2.27項及び2.28項）。

⑶　4章　立地地点の特徴と当該地域における原子炉等施設の潜在的影響

ア　NS-R-3 の4章は、立地地点の特徴と当該地域における原発の潜在的影響に関する章である。

このうち、「放射性物質の大気中への分散」という項目では、立地地点やその周辺で、風向、風速、気温及び降水量などの基本的な気象学的パラメータ等を含めた気象学的記述を作成しなければならないとされている（4.1項）。

また、気象パラメータを観測するための計画を策定、実施しなければならないこと、少なくとも1年間のデータを収集しなければならないことなどが規定されている（4.2項）。

そして、調査から得られたデータに基づいて、放出された放射性物質が、大気中をどのように分散するか、モデルを使用して評価しなければならないとされる（4.3項）。

イ　これと関連して、「人口分布」という項目では、定住人口だけでなく、可能な範囲で一時的滞在人口に関する情報を収集すること、現在だけでなく予想される人口分布に関する情報を収集すべきことが定められている（4.11項）。

また、これは、プラントからの方角と距離の観点からデータを収集するとされており（4.13 項)、どの方角に放射性物質が拡散するか、その方角にどの程度の人口がいるかを詳細に検討することになる。

⑷　６章　品質保証

６章では、品質保証として、適切な品質保証計画を策定しなければならないこと（6.1 項)、評価については、作業を行った人々以外の個人やグループにより検討と検証（例えば、ピアレビュー）を受けなければならないことなどが定められている（6.7 項)。

⑸　小括

全体的に、NS-R-3 の規定からは、立地評価に当たって、万が一の事故時に、どの程度の放射性物質が、どの方角に、どのように拡散するかについて、風速や風向などのパラメータを用いた具体的な評価を行うこと、一時滞在者も含めた周辺の人口分布や将来予測を行い、公衆への放射線リスクが容認可能なほどに低く抑えられていることを確認することなど、相当詳細な検討を要求されることが読み取れる。これは、立地審査指針の要求事項よりもさらに詳細なものといえるが、原基法が、確立された国際的な基準を踏まえるべきとしていることに照らせば、現在の設置（変更）許可に係る審査においても、こういった要求事項が確認されなければならない。

５　まとめ

以上のとおり、立地審査に関しては、２０１２（平成２４）年改正前の段階でも、ある程度詳細な離隔要件等が定められ、これに適合していることが審査されていたし、確立された国際的な基準である NS-R-3 においても、具体的な放射性物質の拡散状況や人口分布を踏まえた影響評価がなされるべきことが要求されて

いる。

２０１２（平成２４）年原子力関連法令等の改正によって、法の要求が緩やかになったと解すべき立法事実は存在しないから、これらの要求事項は、法改正後も達成しなければならないものといわなければならない。

第３　立地審査指針への適合判断を怠ったこと

１　本来なされるべき審査

⑴　立地審査指針を踏まえた検討

ア　第２で述べたとおり、立地審査指針は、旧炉規法において設置（変更）許可要件を判断するための具体的審査基準とされた指針であり、２０１２（平成２４）年法改正後も、この要求事項は前提とされなければならない。

そこで、本件において、立地審査指針を適用する場合に、どのような検討がされなければならないかについて述べる。

イ　立地審査指針を適用する場合、まず、旧重大事故及び旧仮想事故がどのようなものであるのかが設定されなければならない。これが設定されなければ、それによってどの範囲を非居住区域ないし低人口地帯としなければならないか（あるいは人口密集地域とどの程度の距離を取らなければならないか）が判断できないからである。

⑵　旧重大事故として想定すべき事故

そして、第２で述べたとおり、旧重大事故とは、「技術的見地からみて、最悪の場合には起るかもしれないと考えられる重大な事故」とされる（1.2 項ａ）。

福島第一原発事故を経験した我が国において、「最悪の場合には起こるかもしれないと考えられる重大な事故」とは、少なくとも福島第一原発事故と同様の事故といわなければならない。実際には、福島第一原発事故では、より深刻な事態が「起こり得る」とされていた。それが２０１１（平成２３）年３月２５日に原

子力委員会委員長であった近藤駿介氏が作成した「不測事態シナリオの素描」（いわゆる「最悪シナリオ」）である（甲Ｄ３１）。

本来、旧重大事故ととしては、この最悪シナリオを想定し、本件原発からどの程度の放射性物質が拡散するかを検討し、評価する必要がある。少なくとも福島第一原発事故と同様の事故の発生は想定した評価がなされなければならない。

⑶　旧仮想事故として想定すべき事故

また、旧仮想事故は、「重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故」とされ、「重大事故を想定する際には効果を期待した安全防護施設のうちのいくつかが動作しないと仮想し、それに相当する放射性物質の放散を仮想するもの」という例示が示されている（乙Ａ４５・1.2 項ｂ）。

これは、旧重大事故を超えるものであり、旧重大事故を最悪シナリオと同様の事故と設定した場合には、それをさらに超えるような事態を想定すべきことになる。仮に、旧重大事故を福島第一原発事故と同様の事故と設定した場合には、最悪シナリオが旧仮想事故に相当するというべきである。

⑷　旧重大事故ないし旧仮想事故による影響の評価

ア　このように、旧重大事故ないし旧仮想事故を想定した上で、旧重大事故に対しては、もし、その距離だけ離れた地点に人がいつづけるならば、その人に放射線障害を与えるかもしれないと判断される距離までの範囲内を「非居住区域」（＝公衆が原則として居住しない区域）となっているかを確認する（乙Ａ４５・2.1 項）。

イ　旧仮想事故に対しては、何らの措置を講じなければ、範囲内にいる公衆に著しい放射線災害を与えるかもしれないと判断される範囲内を「低人口地帯」（＝著しい放射線災害を与えないために、適切な措置を講じうる環境にある地帯）となっているかを確認する（乙Ａ４５・2.2 項）。

ウ　また、旧仮想事故に対しては、人口密集地帯との間に、全身線量の積算値が、

集団線量の見地から十分受け入れられる程度に小さい値になるような距離が取られていることを確認する（乙Ａ４５・2.3 項)。

エ　なお、これらを確認する際、前述のとおり、０．２５Svというめやす線量は不合理であるので、より合理的な数値（例えば、放射線管理区域の基準である年間５．２mSvなど）が採用されるべきである。

オ　これらの評価に当たっては、NS-R-3 で具体的に示されているような、放射性物質の拡散に関する具体的調査及び検討、人口分布や予測に関する具体的調査及び検討がなされなければならない。

２　立地審査指針への適合判断を行わないこととしたこと

⑴　２０１２（平成２４）年法改正後の原規委の見解

ところが、２０１２（平成２４）年法改正後、原規委は、立地審査指針について、規制機関によって改廃されていないけれども、規則ではないため、炉規法４３条の３の６第１項４号の審査基準ではないとしている（乙Ａ１８・３８５頁)。

また、立地審査指針で要求される原則的立地条件は、①については他の安全審査項目において判断済みであり、②及び③については、現在においては意義を失っており、立地審査指針は、その役割を終えているとして、立地審査指針を適用しないこととしている。本件設置変更許可に係る審査でも同様である。

⑵　立地審査指針における原則的立地条件の考慮

ア　立地審査指針における原則的立地条件に関し、まず、原則的立地条件①（乙Ａ４５・1.1 項(1)）については、設置許可基準規則において、地盤の安定性や地震等による損傷防止など、自然的条件ないし社会的条件に係る個別的な規定との関係で考慮されているとする（乙Ａ１８・３８６頁)。

イ　次に、原則的立地条件②（乙Ａ４５・1.1 項(2)）については、設置許可基準規則で採用されていないところ、福島第一原発事故の発生を契機に、深層防護の考え

方をより厳格に適用することとされ、重大事故[2]等対策が新たに規制要求として追加されたこと、重大事故等対策自体の有効性を評価することが、より適切に、「災害の防止上支障がないこと」について判断できると評価したことから、基準として採用しないこととしたとする（乙Ａ１８・３８６～３８８頁）。

したがって、旧重大事故に対して、もし、その距離だけ離れた地点に人がいつづけるならば、その人に放射線障害を与えるかもしれないと判断される距離までの範囲内を「非居住区域」（＝公衆が原則として居住しない区域）となっているか（乙Ａ４５・2.1 項）は確認されていない。

ウ　また、原則的立地条件③（乙Ａ４５・1.1 項(3)）については、福島第一原発事故以前の評価として、旧仮想事故を想定しても、めやす線量を超える地帯が全ての原発で敷地内に収まっていたこと、立地審査指針策定時には制定されてなかった災対法等によって、原子力災害防止対策の強化がなされていることなどから、低人口地帯の設定（乙Ａ４５・2.2 項）は、「その役割を終えた」として採用しないこととした。

さらに、人口密集地帯からの離隔（乙Ａ４５・2.3 項）については、集団線量を考慮することは合理的ではないとして、採用しないこととした（乙Ａ１８・３８８～３８９頁）。

⑶　重大事故等対策との比較

ア　原則的立地条件②との関係で、原規委は、具体的には、重大事故等対策自体の有効性評価によって、「災害の防止上支障がないこと」について判断できるとしている。

具体的には、重大事故等対策において、①炉心の著しい損傷に至るおそれがあ

---

[2] 設置許可基準規則における「重大事故」とは、炉心、核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料が著しく損傷すること（実用炉規則４条）であり、旧重大事故とは定義が異なることに注意が必要である。

る事故について、具体的な事故シナリオを検討し、その事故シナリオに対して講じた対策が有効であることを評価し、また、②炉心の著しい損傷が発生したとしても、格納容器の破損を防止するため、具体的な事故シナリオを検討し、その事故シナリオに対して講じた対策が有効であることを評価することとしており、旧重大事故や旧仮想事故よりも、設置許可基準規則における「重大事故」の方が大幅に厳しい状態における対策を要求している、という（乙Ａ１８・３９１～３９２頁)。被告国も、回答書において同様の回答をしている（回答書・９頁)。

イ　新規制基準の考え方には、旧重大事故を想定した場合に、非居住区域とすべき区域が、既許可の全ての原発で敷地内に収まっており、旧仮想事故を想定した場合にも、低人口地帯とすべき地帯が、既許可の全ての原発で敷地内に収まっていたこと、いずれも敷地境界で受ける線量が全身に対して０．２５Sv未満となっていたことが示されている（乙Ａ１８・３９４頁、３９８頁)。

ウ　これらを比較したうえで、「立地審査指針における非居住区域を定めるめやす線量…（略）…より大幅に厳しい基準となっている」「敷地外が『低人口地帯』である必要はなく、敷地外での防災活動に役立つものではなかった」などと判断しているのである（乙Ａ１８・３９５頁、３９９頁)。

３　立地審査指針の要求を満たすことは確認されていないこと

⑴　第４の防護レベルと第５の防護レベルを比較することは許されないこと

ア　深層防護の趣旨は、安全に対する脅威から人を守ることを目的として、ある目標を持った幾つかの障壁（防護レベル）を用意し、各々の障壁が独立して有効に機能することを求めるものである。そのため、独立して有効に機能する、すなわち、前段否定（前段階の防護レベルが機能することを前提にしてはならない）と後段否定（後段階の防護レベルに期待して対策を疎かにしてはならない）とが深層防護の要なのである。

イ　ところで、重大事故等対策は第４の防護レベルであり、避難計画（第５の防護

レベル）とその前提としての立地審査ないし離隔要件について、第４の防護レベルが奏功することを前提としてはならない（前段否定に反する）。

ウ　しかるに、原規委は、前記２項⑶でみたように、第４の防護レベルである重大事故等対策を理由として、「立地審査指針における非居住区域を定めるめやす線量…（略）…より大幅に厳しい基準となっている」などとして立地審査指針を適用しないこととしている。

これは、比較してはならないものを比較しているのであり、他事考慮であるから、仮にこの判断が原基委の裁量に属するものだとしても、裁量の逸脱・濫用があるといわなければならない。

⑵　真に比較すべきものを比較していないこと

ア　⑴で述べた点を措くとしても、実質的な比較という意味でも、原規委は真に比較すべきものを比較せず、比較すべきでないものを比較して「立地審査指針における非居住区域を定めるめやす線量…（略）…より大幅に厳しい基準となっている」などとして立地審査指針を適用しないこととしている。

イ　ここで比較の対象となり得る事故としては、論理的に、次の３つが考えられる。

> ㋐　立地審査指針における旧重大事故及び旧仮想事故として、福島第一原発事故前に考えていた規模の事故における原発敷地外への放射性物質放出量
>
> ㋑　旧重大事故及び旧仮想事故として、福島第一原発事故を踏まえて本来見直されなければならない規模の事故における原発敷地外への放射性物質放出量
>
> ㋒　設置許可基準規則における重大事故等対策を施した場合における原発敷地外への放射性物質放出量

ウ　前記２項⑶で見たように、原規委は、㋐と㋒とを比較して、定性的に、㋒の方が「大幅に厳しい基準となっている」と言っているだけである。しかし、真に比較しなければならないのは、福島第一原発事故後の知見を踏まえて立地審査指針

における旧重大事故及び旧仮想事故を設定することであり、㋑と㋒とが比較されなければならないのである。

なお、後述するとおり、被告国は、そもそも放射性物質の放出量等に着目していない、などと回答しているが（回答書・９頁)、立地審査指針において、０．２５Svといったためやす線量が設定されていたことは前述のとおりである（図表３参照)。確かに、線量と放出量とは違う概念ではあるが、原告が確認したかったのは、原規委が、㋐と㋒、あるいは㋑と㋒との定量的な比較を行っているか否かであり、定量的な比較は行っていないのだとすれば、立地審査指針の要求を満たしたとはいえない。

仮に、被告国が、放出量等では比較していないが、めやす線量での定量的な比較は行ったというのであれば、そのことが確認できる資料とともに明らかにすべきである。

エ　このように、原規委は、真に比較しなければならないものを比較しておらず(要考慮事項の不考慮)、その判断は不合理というほかない。

⑶　㋑の想定を行っていないことが明らかになったこと

ア　本件求釈明の内容

この点に関して、本件訴訟において、原告は、被告国に対し、次のような求釈明を行った（２０２３（令和５）年２月２１日付求釈明申立書)。

> ⑴ア　シビアアクシデント対策（深層防護の第４層）が機能しない場合を想定しているか。
>
> イ　上記アの回答がシビアアクシデント対策（深層防護の第４層）が機能しない場合を想定しているというものである場合、どの位の規模の原発事故を想定しているのか。
>
> 具体的には、どの核種（①核種）の放射性物質が、それぞれどのくらいの量放出され（②核種ごとの放出量)、それら放射性物質がそれぞれどこまで

どのように拡散すると想定しているのか（③核種ごとの放出距離、放出の態様）。

⑵ア　被告国の主張は、㋐と㋒を比較して「より厳しい条件を設定」したという趣旨なのか。それとも、㋑と㋒についても比較して「より厳しい条件を設定」したという趣旨なのか。

イ　仮に被告国の主張が㋑と㋒についても比較したという場合に、被告国は、㋑の事故として、立地審査指針における重大事故、仮想事故について、それぞれ、どの位の規模の原発事故を想定しているのか。

具体的には、どの核種（①核種）の放射性物質が、それぞれどのくらいの量放出され（②核種ごとの放出量）、それら放射性物質がそれぞれどこまでどのように拡散すると想定しているのか（③核種ごとの放出距離、放出の態様）。

ウ　これと対比して、被告国は、㋒設置許可基準規則における重大事故等対策を施した場合のうち、放射性物質が外部に放出するような事故（設置許可基準規則５５条）について、どの位の規模の原発事故を想定しているのか。

具体的には、どの核種（①核種）の放射性物質が、それぞれどのくらいの量放出され（②核種ごとの放出量）、それら放射性物質がそれぞれどこまでどのように拡散すると想定しているのか（③核種ごとの放出距離、放出の態様）。

イ　求釈明事項⑴アに対する被告国の回答とその不合理性

㋐ これに対し、被告国は、２０２３（令和５）年９月５日付回答書において、次のとおり回答した。

㋑ まず、上記⑴アの点につき、重大事故等対策の基本的な考え方や有効性評価の在り方などを縷々述べたうえで、「（重大事故等）対策を講じてもなお想定し難い事情によりこれらの対策が有効に機能せず、原子炉格納容器が破損し、前記基準

を超える放射性物質が大気中に放出されるような段階まで事故が進展した場合も想定し、そのような場合においても、工場等外への影響を可能な限り緩和するため、放射性物質の拡散を抑制する対策（放射性物質拡散抑制対策）を要求しており(同規則５５条等)、同規則３７条において要求している重大事故等対処施設が機能しない場合をも想定している」と回答した（回答書・６～７頁)。

(ｳ) しかし、重大事故等対策（設置許可基準規則３７条）が奏功しなかった場合の放射性物質の拡散抑制対策（同規則５５条）も第４の防護レベルの問題であり、（立地審査における離隔要件や第５の防護レベルを考えるに当たって）第４の防護レベルが機能しない場合（つまり、同規則５５条の対策も奏功しないこと）を想定しているかという質問に対しては正面から答えていない。第５の防護レベルが原子力災害の防止上支障がないものとなっているか否かは、第４の防護レベルが奏功しないことを前提に(前段否定の考え方)なされなければならない。結局、原規委は、立地審査指針の適用や第５の防護レベルの健全性を考えるに当たって、設置許可基準規則５５条に定める拡散抑制対策が奏功しないことを想定していないというほかなく、深層防護の考え方という裁量権行使の前提事実を誤認している（あるいは、要考慮事項の不考慮)。

ウ　求釈明事項(1)イに対する被告国の回答とその不合理性

次に、上記(1)イの点につき、事故の態様に係る不確かさが非常に大きくなることから、予め想定を行うことは実質的に不可能という理由で、事故の規模等については想定していないと回答した（回答書・７頁)。

しかし、事故の規模を想定せず、定量的な比較をせずに、立地審査指針にいう「重大事故」や「仮想事故」よりも厳しい基準になっているなどと評価することは不可能である。被告国自身が認めるように、事故の態様に係る不確かさの大きさゆえに、本来、「重大事故」や「仮想事故」を想定して立地評価（離隔評価）を行うことと（㋐や㋑)、シビアアクシデント対策によって放射性物質の放出を抑え

られるという問題（㋒）は、不確かさゆえに、どちらがどちらよりも厳しくなるなどといった比較が不可能な問題である。これが比較できるかのような原規委ないし被告国の主張は、全く科学的根拠に基づかない欺瞞というほかない。

エ　求釈明事項⑵に対する被告国の回答

(ｱ) 被告国は、上記⑵アに対して、「設置許可基準規則における重大事故等対策が立地審査指針における『重大事故』及び『仮想事故』に対する立地評価と比較してより厳しい条件を設定した」というだけで、そこでいう「重大事故」及び「仮想事故」が、㋐福島第一原発事故以前の考え方をいうのか、㋑福島第一原発事故後の考え方をいうのか、明確に回答しなかった（回答書・９頁）。

もっとも、回答の中では、「設置許可基準規則と立地審査指針は、同じ『重大事故』という用語を使用しているものの、５０年以上前に策定された立地審査指針で想定することとされていた『重大事故』と『仮想事故』よりも、技術的には、設置許可基準規則における『重大事故』の方が、最新の科学的知見を踏まえ、事故の条件として具体化され、大幅に厳しい状態における対策を要求している」などとも述べており、㋐と㋒を比較したにすぎないこと（㋑と㋒は比較していないこと）を認めるかのような記載も見られる（回答書・９頁）。

前述のとおり、福島第一原発事故後、原子力関連法令等が改正されたのであるから、仮に、シビアアクシデント対策等を理由に立地審査を除外するとしても、㋒と比較されるべきなのは、事故前（㋐）ではなく、同事故後に適切に立地審査がなされた場合（㋑）でなければならない。㋑と㋒とを比較していない以上、㋒が㋑よりも厳しい条件であると判断することはできないのであるから、原規委の判断には前提となる事実に誤認があり（あるいは要考慮事項の不考慮）、裁量の逸脱・濫用が認められる。

(ｲ) 被告国は、上記⑵イの点につき、新規制基準の考え方に挙げられている程度の理由を縷々述べたうえで、被告国の主張は、放射性物質の放出量等に着目したも

のではないから、㋐ないし㋒について、核種、核種ごとの放出量、核種ごとの放出距離、放出態様については比較していないなどと回答した（回答書・９～１０頁）。

(ｳ) さらに、上記⑵ウの点につき、求釈明事項⑴イに対する回答（前記ウ）と同様、事故の態様を事前に特定することは困難という理由で、核種、核種ごとの放出量、核種ごとの放出距離、放出態様については想定していないと回答した（回答書・１０頁）。

⑷ 立地審査指針の要求を満たすことは確認されていないこと

この求釈明によって明らかになったのは、原規委が、㋑と㋒の比較は行っていないことはもちろん、㋐と㋒の比較についても、放射性物質の放出量等に着目した定量的な比較は行っていないということである。

しかし、立地審査指針における離隔要件は、放射線被ばく量（めやす線量）をめやすに離隔を考えることになっており、第２・２項記載のとおり、めやす線量が大きすぎるという問題はあるにせよ、放射性物質の放出量、被ばく線量等に着目しなければ、どちらが「厳しい基準」か比較することができない。

第２・４項で述べたとおり、国際的な基準である NS-R-3 も、気象パラメータに基づいて放射性物質の分散について評価しなければならないことを定めており（甲Ｂ５５・4.1 項ないし 4.3 項）、これを行わずに立地審査指針の適用を否定するのは、国際的な基準にも反している。

まして、立地審査指針における旧重大事故ないし旧仮想事故について、福島第一原発事故を踏まえて本来見直されなければならない規模の事故を想定したとの回答は一切ない。原規委が行っているのは、ほとんど無意味な比較であって、欺瞞に等しい。科学以前の問題として、論理的に全く合理性がない。

したがって、原規委によって、立地審査指針の要求を満たすことが確認されていないことは明白といわざるを得ない。

4　まとめ

以上のとおり、福島第一原発事故後、本来は、立地審査指針における旧重大事故ないし旧仮想事故として、その字義どおりに解釈して、同原発事故を踏まえた評価がなされなければならないところ、原規委は、第４の防護レベルの問題である重大事故等対策を理由に立地審査指針の適用を行わず、基準適合判断を行わなかった（基準適合判断の欠落)。

また、本件訴訟での被告国に対する求釈明の結果、原規委は、ｉシビアアクシデント対策が奏功しなかった場合（前段否定の考え方）を想定して立地審査を行っておらず、深層防護の考え方に反すること、ii「より厳しい条件を設定した」などと言いながら、福島第一原発事故後、旧重大事故ないし旧仮想事故の規模を見直したうえでの比較はなされていないこと、iiiそもそも放射性物質の放出量等に着目した比較すら行っていないことが明らかとなった。

このようなに、原規委の説明は、三重の意味で不合理であり、適切な立地評価は全く行われてない。原規委によって、立地審査指針の要求を満たすことは確認されておらず、立地審査指針への基準適合判断の欠落は明らかである。

したがって、少なくとも本件原発においては、立地審査指針における要件に従って、非居住区域や低人口地帯を設け、あるいは人口密集地帯から十分に離隔するなどして、周辺住民が実効的かつ無理なく避難ができるような計画及び体制が整備できるだけの離隔が確保されておらず、「実効的な避難計画等の整備等に支障がない位置に設置されていなかったこと」は明らかであり、原子力災害（生命、身体又は財産に生ずる被害）の防止上支障がない位置に設置されているとも認められず、本件原発の安全が確保されたともいえない。

したがって、本件においては、原規委がなそうとしている設置変更許可処分は違法であり、民事訴訟との関係でも、原告の存立維持権を侵害する具体的危険が存在する。

第４　実効的な避難計画等の整備ができない根本的原因が立地審査指針への適合判断を怠り、公衆との十分な離隔を確保しなかった点にあること

１　はじめに

ここまで述べてきたとおり、原規委は、本件原発の設置変更許可審査において、立地審査指針の適用を怠り、公衆との十分な離隔等が確保されていることを確認していない。

原告は、これまで、原告（函館市）において実効的な避難計画等の整備等は困難であることなどを主張してきた。

なぜ実効的な避難計画等の整備等ができないかといえば、その根本的原因こそが、立地審査指針を適切に適用しないからであり、公衆との十分な離隔を確保しないからにほかならない。公衆との離隔を確保しないために実効的な避難計画等の整備等が困難であることは、国も分かったうえで、実効性のない避難計画等が、あたかも実効的に整備できるかのような欺瞞を押し通そうとしているが現状である。

本章では、この「国も公衆との離隔を確保しないために実効的な避難計画等の整備等が困難であること」を分かったうえで、欺瞞を押し通そうとしていることについて主張する。

２　国も実効的な避難計画等の整備ができないことを承知しながらそれが可能であるかのような欺瞞を押し通そうとしていること

⑴　日野行介『原発避難計画の虚構－公文書が暴く冷酷な国家の真意』

原告は、この点について、これまでの主張に補充して、新たに日野行介『原発避難計画の虚構－公文書が暴く冷酷な国家の真意』を証拠として提出する（甲Ｆ１６８）。

日野氏は、元毎日新聞記者であり、長年にわたって福島第一原発事故に関わる調査報道を行ってきた記者である。日野氏は、粘り強い情報公開請求によって約

５万枚もの内部資料の開示を受け、その内容から、原発避難計画が、もともと周辺住民に相当の被ばくを強いることを前提としたものであり、被ばくを回避するための避難計画など実行不能であること、したがって、実効性ある避難計画を策定するなどということは、行政の欺瞞であることなどを暴いている。

各章の要点は次のとおりである。

⑵　第１章　隠された策定プロセス・上「議論を隠す会議のマトリョーシカ人形」

２０２２（令和４）年１１月２４日に「茨城県広域避難計画に係る勉強会」の資料約８００枚が開示されたことをきっかけに、本来は作業部会で議論されるべきもののうち、公表に不都合なものについて、県と関係市町村による非公開の「勉強会」において行っていたことが明らかになった。また、避難計画を策定する道府県の担当者を集めた「道府県会議」という会議の存在も浮かび上がってきた（末尾図表４。以上、甲Ｆ１６８・１７～４３頁）。

⑶　第２章　隠された策定プロセス・中「国と自治体による密室の攻防戦」

ア　道府県会議に係る情報公開請求の経緯や開示資料から、地域の実態に合わせて自治体が作成するはずの避難計画について、内閣府がテンプレートを作り、数字を埋めればよいような運用がされていたことが分かった（資料は「読後廃棄」とされていた）。

これらの会議の議事録は、２０１８（平成３０）年5月２２日までは作成されていたが、森友・加計学園など「公文書スキャンダル」後の公文書管理ガイドライン（２０１７（平成２９）年１２月２６日）以降、「開示したくない文書は作らない」との方針により作成されなくなり、密室化した。

イ　また、同じく国と道府県の担当者による非公開の「地域防災計画等の充実支援のためのワーキングチーム（合同ワーキングチーム）」（２０１３（平成２５）年

９月～２０１４（平成２６）年６月まで計４回開催）では、避難計画の策定に当たって想定する事故として、次のような条件が示された。

○　想定する事故：放射性物質が環境に放出されるが、具体的な事故のシーケンスは設定せず、以下の条件で計算
○　炉心内蔵量：８０万kWｅ級加圧水型軽水炉（PWR）をモデル
○　環境への放出割合：セシウム１３７の環境への放出量が１００TBqとなるように求めた係数を、NUREG-1465から得られた各核種グループ（ヨウ素類等）の格納容器への放出割合に乗算して算出
○　炉停止から放出開始までの時間：１２時間
○　環境中への放出継続時間：５時間
○　大気中拡散・被ばく線量評価に使用した計算コード：OSCAAR

このような条件に基づいてシミュレーションを行った結果、ＰＡＺでは、木造家屋に屋内退避してもＩＡＥＡの基準（実効線量週１００mSv、甲状腺被ばく線量週５０mSv）を上回るため、事故発生直後に避難を開始する必要があることなどが説明された（甲Ｆ１６８・８２～８５頁）。

第３で述べたとおり、被告国は、射性物質の放出量等に着目したものではないなどと釈明していたが、実際にはこのような放出量のシミュレーションも行われていたのである。被告国の欺瞞的な説明が垣間見れる。

ウ　日野氏は、原規庁の課長補佐の説明から、２つの事実を読み取ることができると指摘する。１つは、今回出された想定事故の規模が福島第一原発事故よりも小さく、新規制基準のクリアを前提にしていること。もう１つは、その２年前には、福島と同規模の大きな想定事故を示していたことである（甲Ｆ１６８・８７頁）。

この会合で、課長補佐は、新規制基準に合格した原発では、福島のような深刻な事故にはならないから、大がかりな避難計画を作らなくてよいと説明した。日野氏は、泉田裕彦元新潟県知事が言うとおり「安全神話への回帰」にほかならないこと、原規委が、避難計画の策定をアシストするために想定事故の規模を引き

下げたと公言すれば、専門的・技術的に評価する中立公正な規制機関という自らの存在意義が疑われかねないから、密室での説明と表向きの説明を使い分けるしかなかったと締めくくっている（以上、甲Ｆ１６８・４６～９１頁）。

⑷　第３章　隠された策定プロセス・下「初めから虚構の避難計画」

ア　日野氏は、非公開会議をたどって、「原子力災害事前対策等に関する検討チーム」という公開の会議にたどり着いた。日野氏によれば、福島第一原発事故の発生から間がない時期ほど透明性が高かったが、それから１０年以上が経過して、「透明性」を大事にする姿勢が薄れたのか、それとも最初から実態の伴わないポーズだったのかと疑問を投げかけている（甲Ｆ１６８・９５～９６頁）。

イ　原規委は、新規制基準を策定した約２０日後に避難に関する基準（ＯＩＬの基準値）を検討する会議を開始したが、これほど急いで基準を策定したのは、原発の再稼働が念頭にあったからと考えられる。

この会議の第２回会合では、⑶で述べたシミュレーション（放射性物質の放出と被ばくの程度）について説明がされたようである（甲Ｆ１６８・９９～１０１頁）。

ＯＩＬの基準値は、時間的制約がある中、急ぎ足で決めたものだったが、１０年以上経過した現在でも見直されていない。（甲Ｆ１６８・１１２頁）。

ウ　日野氏は、国が非公開会議を中心に避難計画の話し合いを進めてきたこと、不都合な資料は意図的に公表を避けている実態があることを明らかにしたうえで、策定プロセスを隠す理由について、原発避難計画にはどうにも解決できない矛盾と欠落が無数にあり、それが公開の場で指摘を受けて表沙汰になれば政策がスムーズに進まなくなる恐れがあるから、と指摘している。

法的根拠が乏しく、モチベーションもない自治体に、避難計画を策定してもらうために、国は密室に自治体を招き入れ、共通のテンプレートを渡し、これを書き換えて計画を作るように指南している、というのである（甲Ｆ１６８・１１３

頁。以上、９４～１１４頁)。

⑸　第４章ないし第７章　個々の方策の問題点・欺瞞性

ア　第４章から第７章までは、周辺住民を被ばくから守るために行政が取るべき方策の集合体である避難計画について、個々の方策が全て欺瞞に満ちた「空箱」(中身のない（実効性のない）方策）であることについて詳細に示されている。

イ　第４章は、安定ヨウ素剤をＵＰＺで事前に配布しないこととしている理由について書かれている。

避難計画では、ＰＡＺでは速やかに避難しつつ、ＵＰＺでは屋内退避、その後の避難という二段階避難方式が採用されており、ＵＰＺでは、安定ヨウ素剤は屋内退避中には服用せず、プルームが過ぎた後に受け取って服用するとされる。しかし、それでは安定ヨウ素剤の効果が乏しいという大きな矛盾があるのに、国はこの前提を改めようとしないというのである（甲Ｆ１６８・１１６～１４０頁）

ウ　第５章は、避難退域時検査が、迅速な避難を妨げるボトルネックになっていることが書かれている。

避難退域時検査は、３０㎞付近で避難してきた車や住民の身体に付着した放射能を測定する汚染検査であるが、この所要時間に関し、非現実的な想定（あまりにも速やかに検査ができるという想定）がされているという問題である。実際には、検査には膨大な時間を要するはずであり、そうなれば、避難すべき住民が避難できず、無用な被ばくを強いられることになる（以上、甲Ｆ１６８・１４２～１９０頁)。

エ　第６章は、「本当にバスは来るのか？‐被ばく限度１ミリシーベルトの“縛り”」とのタイトルで、避難に不可欠なバスについて、それらを用意することも非現実的であるという問題が書かれている（以上、甲Ｆ１６８・１９２～２３０頁)。

オ　第７章は、福島第一原発事故の際に問題になった、小児の甲状腺被ばく量を測るための線量モニタリングがほとんどできなかった点について、測定体制の整備

が進んでいないこと、新型測定器を導入することとしたが、これは原規委の期待した性能を満たしていないこと、それなのに、「実用化のめどが立った」などと国民を欺いたことなどが述べられている（以上、甲Ｆ１６８・２３２～２７３頁）。

⑹　第８章　避難計画によって拡大する「原発無法地帯」

日野氏は、情報公開請求を駆使した膨大な調査から、避難計画を媒介にして「原発無法地帯」が拡大していることを指摘している。

自治体が避難計画の策定を義務付ける法的根拠はなさそうであり、避難計画が適切なものであるかどうかの基準も評価する審査も存在しない。２０２４（令和６）年度から「道府県会議」ではなく別の会議で話し合いを行っているが、これも、密室での策定プロセスを明らかにさせないよう、情報公開を避けるためと考えられる（以上、甲Ｆ１６８・２７６～３０１頁）。

⑺　エピローグ・対談「なぜインチキな原発政策が続くのか　広瀬弘忠×日野行介」

日野氏は、エピローグとして、原規庁の担当者も、これまで述べたような欠陥を取り繕うための「作文」にリアリティが無いことをよく分かっていること、それでも、虚構の“穴”を塞ぐために、新たな虚構を積み重ねなければ、この欺瞞的な政策を正当化できないから仕方なくやっているのだ、と喝破する。国は、原発避難計画によって、国民を守ろうとしているのではなく、原発の再稼働を正当化する虚構を守ろうとしているのである（以上、甲Ｆ１６８・３０３～３２９頁）。

⑻　小括

以上のとおり、日野氏は、情報公開請求によって明らかになった事実を積み上げ、国が、原発の再稼働を正当化する虚構を守るために、実行できないことが分かっている避難計画の策定を後押ししてきたことを白日の下に晒した。

裁判所だけは、この虚構を追認してはならない。国民の生命、身体の安全等を守るために、おかしいものはおかしいと指摘できるのは、今や裁判所だけである。

3　公衆との十分な離隔を確保しないからこそ、被ばくを避けるための実効的な避難計画が立てられないこと

日野氏の調査から明らかになったのは、避難計画には全く実効性がなく、周辺住民が相当程度の被ばくを強いられることを前提としていることである。

福島第一原発事故でも明らかになりつつあるが、放射線の影響のうち、晩発的影響、確率的影響は、被ばくして一定程度経過してから症状が出るため、放射性物質が目に見えず、被ばく量が分からないと、後日損害賠償を請求すること自体が困難となる。これでは、周辺住民は、原発の稼働・事故によって生命や身体等に重大な損害を受けるにもかかわらず、泣き寝入りをせざるを得なくなってしまう。

そして、なにゆえ実効的な避難計画等の整備ができないかと言えば、それは、立地審査指針を適用せず、公衆との十分な離隔等を確保しないからにほかならない。

立地審査指針の不適用は、函館市住民を含む周辺住民の人格権及び原告の存立維持権侵害の具体的危険に直結しているというべきである。

4　まとめ

以上のとおり、現状では、実効的な避難計画等は整備できない。そのことは、国も知悉したうえで、原発の再稼働を正当化するため、あたかも実効的な避難が可能であるかのような欺瞞を用いて押し通そうとしている。

立地審査指針を適切に適用せず、公衆との十分な離隔等を確保しないことこそが、実効的な避難計画等の整備等ができない根本的原因であり、これによって、周辺住民は、万が一の事故の際に無用な被ばくを強いられ、生命、身体の安全及

び財産に到底受忍することができない損害を被ることになる。

立地審査指針の不適用（基準適合判断の欠落）は、原告の存立維持権を侵害する具体的危険に直結しているというべきである。

以上

5

図表一覧

原子炉立地審査指針の要求内容

a. 原則的立地条件

a-1. 大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが、将来においてもあるとは考えられないこと。また、災害を拡大するような事象も少ないこと。

a-2. 原子炉は、その安全防護施設との関連において十分に公衆から離れていること。

a-3. 原子炉の敷地は、その周辺も含め、必要に応じ公衆に対して適切な措置を講じうる環境にあること。

b. 基本的目標

b-1. 敷地周辺の事象、原子炉の特性、安全防護施設等を考慮し、技術的見地からみて、最悪の場合には起るかもしれないと考えられる重大な事故（以下「重大事故」という。）の発生を仮定しても、周辺の公衆に放射線障害を与えないこと。

b-2. 更に、重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故（以下「仮想事故」という。）（例えば、重大事故を想定する際には効果を期待した安全防護施設のうちのいくつかが動作しないと仮想し、それに相当する放射性物質の放散を仮想するもの）の発生を仮想しても、周辺の公衆に著しい放射線災害を与えないこと。

b-3. なお、仮想事故の場合には、集団線量に対する影響が十分に小さいこと。

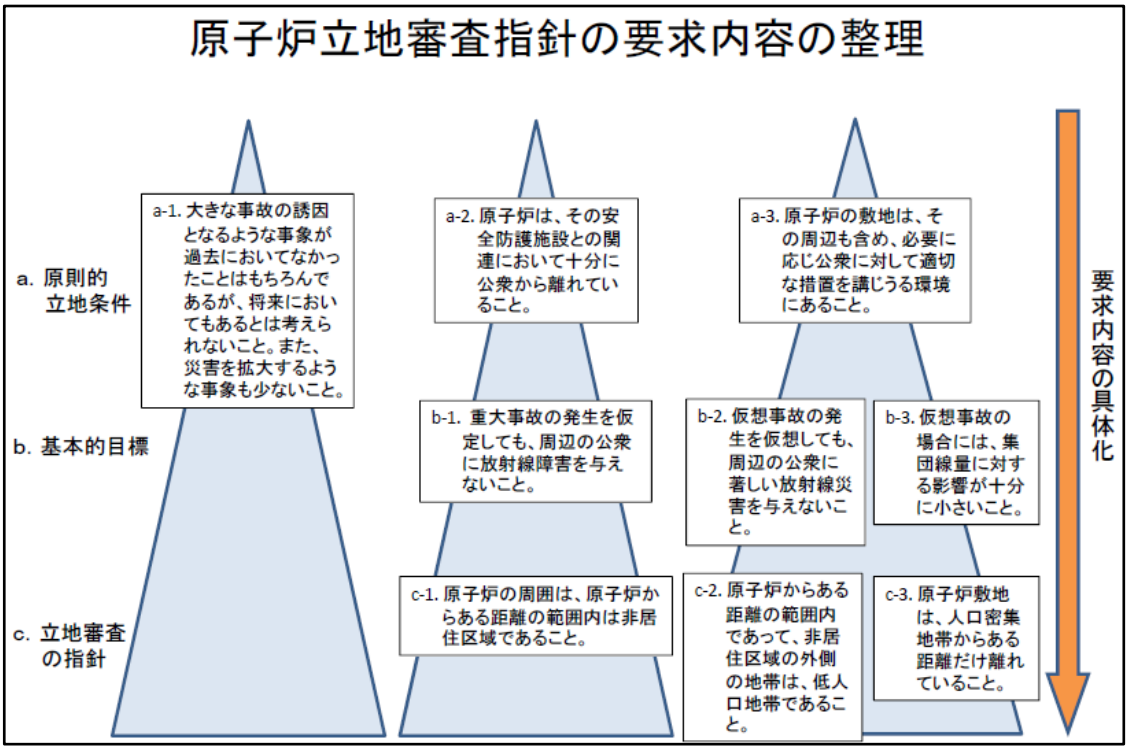
c. 立地審査の指針（基本的目標を達成するための条件）

c-1. 原子炉の周囲は、原子炉からある距離の範囲内は非居住区域であること。

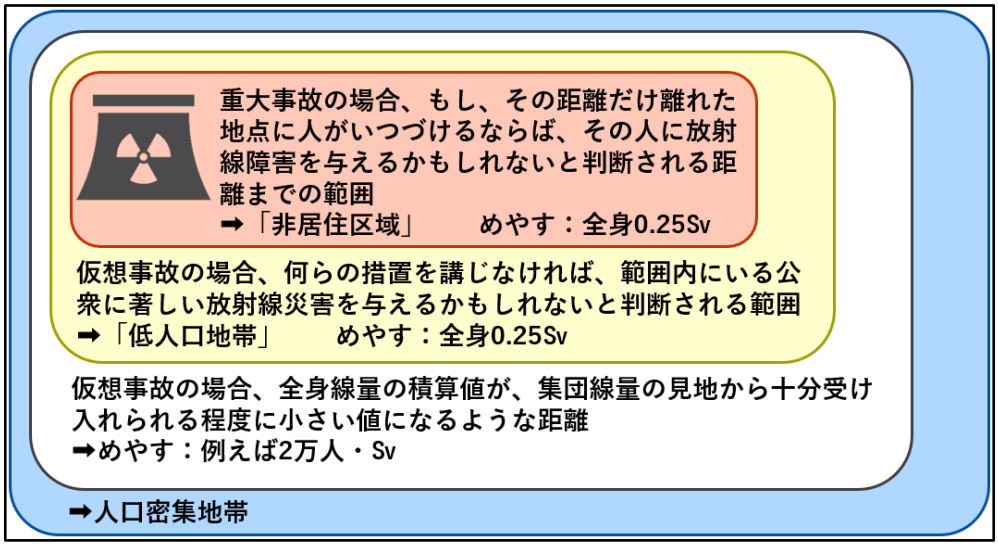
c-2. 原子炉からある距離の範囲内であって、非居住区域の外側の地帯は、低人口地帯であること。

c-3. 原子炉敷地は、人口密集地帯からある距離だけ離れていること。

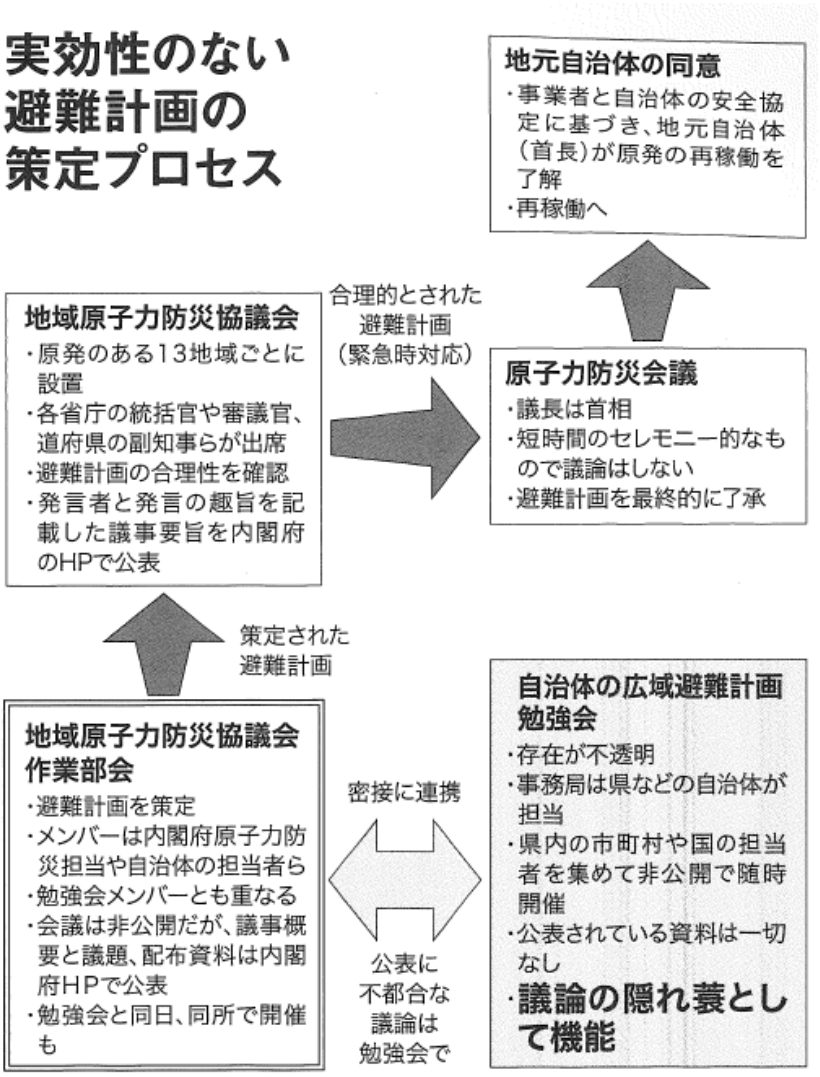
図表１　甲乙Ａ４８・２頁



図表２　乙Ａ４８・３頁



図表３　離隔要件の概念図



図表４　甲Ｆ１６８・３２頁